

平成 26 年 6 月 20 日

報道関係者各位

本日、養豚農業振興法が成立しました

一般社団法人日本養豚協会（JPPA、会長志澤勝）は、以前から我が国の養豚農業が国益にかなう産業であることを踏まえ、その振興を法律で規定してほしいと要請を続けてきました。

今月 19 日に開かれた参議院農林部会（委員長：野村哲郎議員）を満場一致で可決された「養豚農業振興法」は、国会最終日の参議院本会議の開会時刻が大幅にずれ込みましたが、本日午後 8 時、参議院本会議において賛成多数で可決されました。

これにより、JPPA 念願の「養豚農業振興法」は、正式に法律として制定されたこととなります。

これは、志澤会長を先頭に JPPA が組織一丸となって“養豚振興”を法律として制定して頂けるよう、積極的にお願いをし、自民党養豚議員懇話会（会長：大島理森衆議院議員）の先生方がそれに応え、本法案を議員立法として提出頂けたおかげです。

弊協会会長 志澤勝は、「この法律は、養豚産業が国益にかなう産業として国に認められた証し。これを契機に全国の養豚生産者がより一層団結し、養豚産業の発展に尽力してくれることを期待している。今後は、この法律を軸として、養豚生産者が安定した経営を持続できるような取り組みを生み出すべく JPPA は活動を進める。後継者たちが養豚産業に誇りが持てるようにしていきたい。」と決意を新たにしました。

可決された養豚農業振興法(全文)と、付帯決議は次の通りです

第一八六回

衆第二九号

養豚農業振興法案

(目的)

第一条 この法律は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、もって養豚農業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「養豚農家」とは、養豚農業を経営する者をいう。

2 この法律において「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、養豚農業の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 養豚農家の経営の安定に関する事項
- 三 国内由来飼料の利用の増進に関する事項
- 四 豚の飼養に係る衛生管理（以下「飼養衛生管理」という。）の高度化に関する事項
- 五 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項
- 六 その他養豚農業の振興に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、豚肉の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(養豚農家の経営の安定)

第四条 国及び地方公共団体は、養豚農家の経営の安定を図るため、養豚農業に係る生産基盤の整備、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国内由来飼料の利用の増進)

第五条 国及び地方公共団体は、養豚農家による国内由来飼料の利用を増進し、飼料自給率の向上を図るとともに、循環型社会の形成に資するため、養豚農家が国内由来飼料又はその原材料を提供する者に関する情報を容易に得ることができるようにするための施策、飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者による国内由来飼料の生産の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（豚の飼養衛生管理の高度化）

第六条 国及び地方公共団体は、豚の飼養衛生管理の高度化を促進するため、高度な飼養衛生管理の手法の導入に対する支援、豚の排せつ物の処理の高度化の取組に対する支援、豚の疾病に対する検査体制の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大）

第七条 国及び地方公共団体は、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（豚肉の流通の合理化）

第八条 国及び地方公共団体は、豚肉の流通の合理化に資するため、豚肉の産地処理の推進、豚肉の取引規格及び品質表示の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（援助）

第九条 国及び地方公共団体は、養豚農家が基本方針に即した経営を行うことができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする養豚に係る飼料の製造及びその利用の促進を図る観点から、これらに係る規制について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

理 由

養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

養豚農業振興法案に対する附帯決議（案）

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢（PED）の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉の結果によっては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

二 国内における豚流行性下痢（PED）の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。

三 TPP協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成二十五年四月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。